

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 2 月 20 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 2 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当) 第16条 管理職員特別勤務手当は、第 4 条第 1 項に規定する企業長が定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は第13条第 2 項に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に当該職員に対して支給する。 <u>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第 4 条第 1 項に規定する企業長が定める職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。</u> (給与の減額) 第20条 (略) 2 (略) 3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、 <u>大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第13号)第 3 条に規定する定年から 5 年を減じた年齢に達する日後の最初の 4 月 1 日以後であって企業長が定める日から当該職員に係る定年退職日(同条例第 2 条に規定する定年退職日をいう。)</u> までの期間中、1 週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間について、勤務 1 時間当たりの	(管理職員特別勤務手当) 第16条 管理職員特別勤務手当は、第 4 条第 1 項に規定する企業長が定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は第13条第 2 項に規定する休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給する。 (給与の減額) 第20条 (略) 2 (略) 3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、 <u>当該職員に係る定年退職日(大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第13号)第 2 条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)</u> から 5 年遡った日後の日で、 <u>当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1 週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)</u> につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間について、勤務 1 時間当たりの給料及びこれに対する地域

給料及びこれに対する地域手当並びに管理職手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 4 (略) 第23条 (略) <u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第24条 <u>大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年大阪広域水道企業団条例第1号)第2条の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。)をしている期間については、給与を支給しない。</u> 第25条—第27条 (略)	手当並びに管理職手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 4 (略) 第23条 (略) 第24条—第26条 (略)
--	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項及び第16条第1項の規定の適用については、同条例第4条第2項中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「 <u>企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> 」と、同条例第16条中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「 <u>企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> 」とする。	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項及び第16条の規定の適用については、同条例第4条第2項中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「 <u>企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> 」と、同条例第16条中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「 <u>企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> 」とする。

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略) (1) 育児休業法第6条第1項又は大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年大阪広域水道企業団条例第1号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)―(4) (略)	(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略) (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)―(4) (略)
(育児短時間勤務をすることができない職員) 第8条 (略) (1) 育児休業法第6条第1項又は大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) (略)	(育児短時間勤務をすることができない職員) 第8条 (略) (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) (略)

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表) 第2条 (略) (1)―(3) (略) <u>(4) 休業の状況</u> <u>(5)―(9)</u> (略) 2 (略)	(公表) 第2条 (略) (1)―(3) (略) <u>(4)―(8)</u> (略) 2 (略)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。